

農地中間管理事業の重点実施区域(重点地域)及びモデル地区(令和3年8月24日現在)

	重点実施区域・モデル地区		区域(地区)内の農地面積(ha)	重点的に取り組んでいる関連施策等
		モデル地区		
高松市	牟礼町王子地区		16.0	基盤整備、集落営農
	東植田地区		27.1	基盤整備
	諏訪地区		24.1	基盤整備
丸亀市	綾歌町天神地区		11.3	基盤整備
	飯山町川原地区		73.1	担い手の法人化
	飯山町割古地区		5.5	基盤整備
	飯山町安川地区		15.8	基盤整備
	飯山町三谷中地区		12.3	基盤整備
	飯山町一里塚地区		8.5	基盤整備
	綾歌町板井戸地区		11.8	基盤整備
	飯山町樋ノ口地区		39.4	基盤整備
	綾歌町水橋地区		19.5	基盤整備
坂出市	府中町三区地区		189.0	集落営農、中山間直払
	高屋町松ヶ浦地区		17.3	基盤整備
	大屋富町満ノ尻地区		9.4	基盤整備
	青海町北代・南代地区		18.2	基盤整備
	江尻町末包地区		20.6	基盤整備
	林田町與北地区		6.2	基盤整備
善通寺市	鉢伏地区		32.0	集落営農、基盤整備、多面的機能支払
	櫛梨地区		28.0	集落営農
観音寺市	植田・村黒・坂本地区		79.0	基盤整備
	立石地区		13.0	認定農業者等、集落営農
	永田・川原堂地区		6.6	基盤整備
	大長・中筋地区		14.8	基盤整備
	上田井地区		11.2	基盤整備
さぬき市	鴨部東地区	○	77.0	認定農業者等、基盤整備、多面的機能支払
	石井地区		22.1	基盤整備
	白羽地区		2.5	基盤整備
東かがわ市	友村地区		16.0	集落営農、中山間直払
三豊市	豊中町南部地区		27.1	基盤整備
	山池地区		60.6	基盤整備
	大上地区		8.1	基盤整備
	泉池地区		4.2	基盤整備
	白坂池地区		5.9	基盤整備
土庄町	伊喜末地区		70.0	集落営農、鳥獣害対策
小豆島町	池田地区		149.0	認定農業者等、基盤整備
三木町	田中北部地区		58.0	基盤整備、集落営農、多面的機能支払
綾川町	山田地区		49.0	基盤整備、集落営農、多面的機能支払
	羽床上地区	○	27.0	基盤整備、集落営農、多面的機能支払
	奥谷下地区		14.0	集落営農、中山間直払
	羽床下地区	○	43.1	集落営農
	九十原地区		10.0	集落営農
	鎌手地区		12.1	基盤整備、集落営農
琴平町	下櫛梨地区		23.0	集落営農、多面的機能支払
多度津町	青木地区		38.0	集落営農、多面的機能支払
まんのう町	江畑西地区		11.5	集落営農
	西高篠宮東地区		13.4	集落営農
	公文下地区		30.4	集落営農 基盤整備
	塩田地区		2.7	基盤整備
	仲南東部1期地区		19.7	基盤整備
	田淵団地地区		3.0	基盤整備
計	51地区	3地区		

※指定解除地区: 檀紙中間地区(高松市)、山下地区(善通寺市)、上種子地区(まんのう町)、長閑地区(丸亀市)、旭地区(丸亀市)、西の山地区(丸亀市)、油井・大畑・山田地区(観音寺市)、豊中町北部地区(三豊市)、鍋淵地区(三木町)、池田地区(まんのう町)

重点実施区域	農地中間管理事業の実施に関する規程第2条の基準に基づき、農地中間管理事業が効率的かつ効果的に実施され、農用地の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高い区域として、機構が市町からの申請を受け県の意見を求めて指定した区域
モデル地区	重点地域のうち、農地中間管理事業を推進する上でモデル性が高く、周辺地域への波及効果が特に高い区域として、機構が県の意見を踏まえ選定した地区